

伊豆縦貫自動車道（下田市～河津町） 環境影響評価書の縦覧について

問合せ先 国土交通省中部地方整備局
沼津河川国道事務所調査第二課
☎055-934-2010
建設課伊豆縦貫道係 ☎2219

静岡県環境影響評価条例の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局が作成した当該評価書を縦覧に供します。

事業者の氏名及び住所

国土交通省 中部地方整備局長 富田英治
愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

対象事業の名称、種類及び規模

名称 一般国道414号伊豆縦貫自動車道(下田市～河津町)
種類 一般国道(高規格幹線道路)の改築
規模 延長約6.8km

対象事業を実施しようとする区域事業実施区域

静岡県下田市箕作から静岡県賀茂郡河津町梨本

事業に係る環境影響を受ける範囲であると

認められる地域の範囲

静岡県下田市、静岡県賀茂郡河津町

評価書の縦覧期間

公告日 平成23年6月13日(月)
縦覧期間 6月14日(火)～7月13日(水)
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

縦覧場所

- 国土交通省沼津河川国道事務所(庁舎1階)
- 静岡県交通基盤部道路局道路企画課(静岡県庁本館2階)
- 下田土木事務所企画検査課(下田総合庁舎5階)
- 下田市役所建設課(別館2階)
- 河津町役場建設課(庁舎1階)

改めて学ぼう！伊豆縦貫自動車道



伊豆縦貫自動車道は、静岡県沼津市を起点とし下田市に至る延長約60kmの一般国道の自動車専用道路で、全国的な高速交通体系である高規格幹線道路網に位置づけられた路線です。
高速交通体系から取り残された伊豆地域へ高速サービスを提供することにより、以下のことが期待されています。
・観光資源に恵まれた伊豆地域の発展
・伊豆地域の交通混雑緩和
・救急搬送時間の短縮や災害時の幹線道路としての活用など、安心して生活できる環境の実現

夏の省エネキャンペーン実施中 ご家庭での節電にご協力ください！

問合せ先 環境対策課環境保全係 ☎2213

6月から9月までは「夏の省エネキャンペーン」期間です。日本の夏は蒸し暑く、冷房の使用が多くなるこの時期は、電気消費量が増え、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量も多くなります。また、3月に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、電力需給のバランスが極めて厳しい状況にもなっています。地球温暖化に歯止めをかけるため、被災地の復興と安定した電力供給のために、積極的な「節電」にご協力をお願いします。

家庭でできる節電方法
家庭の中で特に消費電力量が多いのは、エアコン、冷蔵庫、照明、テレビの4つです。これらを上手に使うことで、効果的に節電をすることができます。また、朝夕のピーク時を避けて電化製品を利用することも、電力供給の安定を保つためにも重要な方法です。

家庭でできる節電、7つのポイント

- 冷蔵庫で節電！**
扉の開閉時間を短くし、物を詰め込みすぎないようにしましょう。また、熱いものは冷ましてから入れ、壁から適切な間隔で設置しましょう。
- 照明で節電！**
器具の掃除で明るさをアップさせ、必要のないあかりはこまめに消しましょう。また、省エネタイプの器具(LED電球など)に変えましょう。
- テレビで節電！**
見ない時は主電源をOFFにし、テレビ画面を掃除しましょう。また、画面をあかるすぎないように調節し、必要以上に音を大きくないようにしましょう。
- 生活スタイルを見直して節電！**
炊飯器の保温を控えたり、暖房便座のスイッチを切りましょう。洗濯は、まとめ洗いで回数を減らしましょう。早寝早起きも夜の消費電力削減につながります。
- こまめにスイッチオフ！**
照明も電化製品も本当に必要な時だけ使い、使わない場合はこまめにスイッチを切りましょう。長時間使用しない場合は、プラグを抜いておきましょう。
- 待機電力を削減！**
使用していない電化製品は、コンセントを抜くかスイッチ付きタップを使い、待機時の消費電力を減らしましょう。
- エアコンで節電！**
冷房時の室温は28℃を目安に、必要な時だけつけるようにし、2週間に一度は、フィルターの掃除をしましょう。また、カーテンなどで窓からの熱を防ぎましょう。

市役所から 「しんすけ」は vol.34

見てみて下さい「告示板」

皆さんは市役所本館前の「告示板」に目を留めたことはありませんか？
この「告示板」には、下田市で新しく制定、改廃された条例・規則、告示や公告、公示送達など、市民の皆さんへのお知らせが掲示されています。
私たちは、社会のルールである法令を守りながら生活を送っています。そのため、法令は、日常生活に合わせて新しく作ったり、今あるものを改めてたりしなければなりません。
私の所属する総務課庶務係では、各課から出される条例・規則等(例規)の制定、改廃の案が、決められた形式のつとつて書かれています。内容が分かりやすく書かれています。かなどのチェックをしています。例規の書き方には、とても細かい決まりがあります。例えば、題名は4文字目から書き出す、「者」と「物」と「もの」を使い分ける、などです。庶務係では、例規がこ

のような決まりに沿って書かれているかをチェックし、制定されると、この「告示板」に貼り出されています。

「告示板」に張り出される例規の中で一番多いのは、すでにある例規の一部を改める(一部改正)例規です。この「□□」を削る「や」「第△項中「A」を「B」に改める」など、変える部分を具体的に書いたものになります。そのため、一部改正の例規だけを見ても、どこがどのように変わるのか分かりづらいので、内容を詳しく知りたいときは、総務課庶務係までどうぞお気軽にお申し付けください。

「告示版」は、文字ばかりの難しい掲示物が貼られていて、あまり馴染みのないものと思われるかもしれませんが、予防接種などの身近なお知らせも掲示していますので、これを機会に、どうぞご覧になってみてください。

(総務課 山中圭子)

「緊急・リフレッシュ保育」 家庭での保育が一時的に困難になる場合 保育所でお子さんをお預かりします

緊急・リフレッシュ保育事業は、病気や冠婚葬祭、育児に伴う心理的、肉体的負担を解消したいときなどに、保育所で一時的にお子さんをお預かりする子育て支援事業です。お気軽にご利用ください。

緊急・リフレッシュ保育利用案内

- ◇実施保育所 下田保育所
- ◇対象児 出生後10か月を超え、小学校就学前までの乳幼児(病気の子どもはお断りする場合があります)
- ◇保育時間
平日 午前8時30分～午後5時
土曜 午前8時30分～正午
- ◇保育の期間 原則1か月に6日程度以内で、週3日程度
- ◇費用(1日)
3歳未満児 1,800円
3歳以上児 700円
- ◇申込方法 申込書に必要事項を記入し、保育を受けようとする日の原則3日前までに下田保育所へ提出してください(申込書提出時に簡単な面接をさせていただきますので、お子さんと一緒においでください)。
- ◇その他 着替え・ふとん・タオル等、準備していただくものがあります。詳しくは、お問い合わせください。
- ※開所日であっても、保育所の行事などの事情によりお受けできない場合があります。

問合せ先
下田保育所 ☎0672